

官報

号外
平成二十九年五月十九日

○第百九十三回 参議院會議録第二十四号

平成二十九年五月十九日（金曜日）

午前十時一分開議

○議事日程 第二十五号

平成二十九年五月十九日

午前十時開議

第一 道路運送車両法の一部を改正する法律案

（内閣提出、衆議院送付）

第二 土地改良法等の一部を改正する法律案

（内閣提出、衆議院送付）

○本日の會議に付した案件

議事日程のとおり

○議長（伊達忠一君） これより會議を開きます。

日程第一 道路運送車両法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。国土交通委員長増子輝彦君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔増子輝彦君登壇、拍手〕

○増子輝彦君 ただいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法法律案は、自動車の型式指定制度の適正な実

平成二十九年五月十九日 参議院會議録第二十四号

道路運送車両法の一部を改正する法律案 土地改良法等の一部を改正する法律案

よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（伊達忠一君） 日程第二 土地改良法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員長渡辺猛之君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔渡辺猛之君登壇、拍手〕

○渡辺猛之君 ただいま議題となりました法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法法律案は、農用地の利用の集積その他農業生産の基盤の整備を促進するため、農地中間管理機構が賃借権等取得した農用地を対象とし、農業者の費用負担を求めない土地改良事業を創設する等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、農業者の費用負担のない土地改良事業の新設と公平性、新設される事業の具体的な要件、土地改良事業における農業者の同意の在り方等について質疑が行われましたが、その詳細は會議録によつて御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましてところ、日本共産党を代表して紙理事より反対する旨の意見が述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法法律案に対して附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（伊達忠一君） これより採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（伊達忠一君） 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（伊達忠一君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数

賛成

反対

よつて、本案は可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（伊達忠一君） 本日はこれにて散会いたします。

午前十時六分散会

出席者は左のとおり。

議長

伊達 忠一君
副議長 郡司 彰君

議員

高木かおり君	杉 久武君
矢倉 克夫君	井原 巧君
片山 大介君	三浦 信祐君
里見 隆治君	小川 克巳君
石井 苗子君	伊藤 孝江君
高瀬 弘美君	熊野 正士君
今井絵理子君	藤巻 健史君
清水 貴之君	宮崎 勝君
佐々木さやか君	河野 義博君
平木 大作君	大沼みずほ君
浅田 均君	儀間 光男君
秋野 公造君	竹谷とし子君

若松 謙維君	新妻 秀規君	松川 るい君	中西 哲君	風間 直樹君	牧山ひろえ君	議長の報告事項
石井 正弘君	中西 健治君	藤木 眞也君	糸数 慶子君	佐藤 信秋君	佐藤 正久君	一昨十七日議長において、次のとおり常任委員の
東 徹君	石井 章君	山田 宏君	そのだ修光君	古川 俊治君	中山 恭子君	辞任を許可し、その補欠を指名した。
山本 博司君	長沢 広明君	井上 義行君	阿達 雅志君	足立 信也君	小林 正夫君	内閣委員
石川 博崇君	横山 信一君	渡邊 美樹君	吉川ゆうみ君	藤田 幸久君	浜野 喜史君	辞任
野上浩太郎君	片山虎之助君	高橋 克法君	滝波 宏文君	山崎 正昭君	鴻池 祥肇君	総務委員
室井 邦彦君	渡辺 喜美君	柘植 芳文君	堂故 茂君	尾辻 秀久君	中曾根弘文君	里見 隆治君
浜田 昌良君	山本 香苗君	中泉 松司君	長峯 誠君	山東 昭子君	蓮 舫君	補欠
谷合 正明君	西田 実仁君	二之湯武史君	羽生田 俊君	芝 博一君	羽田雄一郎君	補欠
山口那津男君	魚住裕一郎君	高階恵美子君	大家 敏志君	伊藤 孝恵君	平山佐知子君	補欠
丸川 珠代君	大野 泰正君	宇都 隆史君	上野 通子君	矢田わか子君	山添 拓君	補欠
島田 三郎君	滝沢 求君	岩井 茂樹君	磯崎 仁彦君	宮沢 由佳君	浜口 誠君	補欠
豊田 俊郎君	小野田紀美君	石井 浩郎君	青木 一彦君	古賀 之士君	武田 良介君	補欠
こやり隆史君	佐藤 啓君	松山 政司君	石井 準一君	石上 俊雄君	真山 勇一君	補欠
進藤金日子君	徳茂 雅之君	西田 昌司君	野村 哲郎君	小西 洋之君	舟山 康江君	補欠
自見はなこ君	朝日健太郎君	猪口 邦子君	松下 新平君	岩渕 友君	徳永 エリ君	補欠
青山 繁晴君	足立 敏之君	福岡 資麿君	石井みどり君	難波 奨二君	江崎 孝君	補欠
和田 政宗君	渡辺美知太郎君	橋本 聖子君	中川 雅治君	有田 芳生君	田名部匡代君	補欠
石田 昌宏君	太田 房江君	岡田 広君	金子原二郎君	吉良よし子君	倉林 明子君	補欠
北村 経夫君	古賀友一郎君	武見 敬三君	山本 一太君	相原久美子君	大島九州男君	補欠
上月 良祐君	酒井 庸行君	林 芳正君	柳本 卓治君	藤末 健三君	白 眞勲君	補欠
島村 大君	高野光二郎君	木村 義雄君	溝手 顕正君	那谷屋正義君	紙 智子君	補欠
塚田 一郎君	赤池 誠章君	薬師寺みちよ君	行田 邦子君	辰巳孝太郎君	大門実紀史君	補欠
江島 潔君	渡辺 猛之君	木戸口英司君	山本 太郎君	吉川 沙織君	神本美恵子君	補欠
三原じゅん子君	藤川 政人君	青木 愛君	アントニオ猪木君	大塚 耕平君	増子 輝彦君	補欠
長谷川 岳君	中西 祐介君	松沢 成文君	福島みずほ君	福山 哲郎君	田村 智子君	補欠
牧野たかお君	松村 祥史君	森 ゆうこ君	又市 征治君	井上 哲士君	仁比 聡平君	補欠
水落 敏栄君	磯崎 陽輔君	山田 修路君	山下 雄平君	榊葉賀津也君	小川 敏夫君	補欠
片山さつき君	有村 治子君	森屋 宏君	杉尾 秀哉君	小川 勝也君	長浜 博行君	補欠
二之湯 智君	岡田 直樹君	森本 真治君	磯崎 哲史君	櫻井 充君	鉢呂 吉雄君	補欠
山本 順三君	鶴保 庸介君	堀井 巖君	舞立 昇治君	柳田 稔君	山下 芳生君	補欠
衛藤 晟一君	平野 達男君	三宅 伸吾君	宮本 周司君	市田 忠義君	小池 晃君	補欠
藤井 基之君	山谷えり子君	石橋 通宏君	川合 孝典君	農林大臣	山本 有二郎君	補欠
宮沢 洋一君	愛知 治郎君	大野 元裕君	斎藤 嘉隆君	国土交通大臣	石井 啓一君	補欠
関口 昌一君	吉田 博美君	森 まさこ君	山田 俊男君			
三木 亨君	元榮太一郎君	丸山 和也君	中野 正志君			
宮島 喜文君	山口 和之君	川田 龍平君	野田 国義君			

国土交通委員

辞任

補欠

鶴保 庸介君 足立 敏之君
松山 政司君 青木 一彦君
丸川 珠代君 朝日健太郎君

環境委員

辞任

補欠

青木 一彦君 松山 政司君
佐藤 啓君 鴻池 祥肇君

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員
会に付託した。

防衛省設置法等の一部を改正する法律案(閣法
第二六号) 外交防衛委員会に付託

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険
法等の一部を改正する法律案(閣法第一五号)

厚生労働委員会に付託

企業立地の促進等による地域における産業集積
の形成及び活性化に関する法律の一部を改正す
る法律案(閣法第三〇号)

経済産業委員会に付託

同日次の内閣提出案を衆議院に送付した。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一
部を改正する法律案

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認
することを議決した旨衆議院に通知した。

所得に対する租税に関する二重課税の除去並び
に脱税及び租税回避の防止のための日本国とス
ロベニア共和国との間の条約の締結について承
認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の除去並び
に脱税及び租税回避の防止のための日本国とベ
ルギー王国との間の条約の締結について承認を
求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の除去並び
に脱税及び租税回避の防止のための日本国とラ
トビア共和国との間の条約の締結について承認
を求めるの件

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決
した旨衆議院に通知した。

平成二十九年五月十九日 参議院會議録第二十四号 議長の報告事項

所得に対する租税に関する二重課税の除去並び
に脱税及び租税回避の防止のための日本国と
オーストリア共和国との間の条約の締結につい
て承認を求めるの件

脱税の防止のための情報の交換及び個人の所得
についての課税権の配分に関する日本国政府と
バハマ国政府との間の協定を改正する議定書の
締結について承認を求めるの件

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決
した旨衆議院に通知した。

外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律
案

金融商品取引法の一部を改正する法律案

地方公共団体情報システム機構法等の一部を改
正する法律案

同日議員から次の質問主意書が提出された。

「医療保護入院の入院手続等の見直し」に関する
質問主意書(牧山ひろえ君提出)(第一二二号)

精神医療審査会の現状と課題に関する質問主意
書(牧山ひろえ君提出)(第一二二号)

我が国の非自発的入院に関する質問主意書(牧
山ひろえ君提出)(第一二二号)

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

北朝鮮のミサイル発射を想定した避難訓練の実
施に向けた政府の働きかけに関する質問主意書
(藤末健三君提出)(第一〇七号)

自衛隊と米原子力空母カール・ビンソンとの共
同訓練に関する質問主意書(福島みずほ君提出)
(第一〇八号)

北朝鮮との関係に関する政府方針に関する質問
主意書(有田芳生君提出)(第一〇九号)

同日国会において承認することを議決した次の件
を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

所得に対する租税に関する二重課税の除去並び
に脱税及び租税回避の防止のための日本国とス
ロベニア共和国との間の条約の締結について承
認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の除去並び
に脱税及び租税回避の防止のための日本国とベ
ルギー王国との間の条約の締結について承認を
求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の除去並び
に脱税及び租税回避の防止のための日本国とラ
トビア共和国との間の条約の締結について承認
を求めるの件

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決
した旨衆議院に通知した。

外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律
案

金融商品取引法の一部を改正する法律案

地方公共団体情報システム機構法等の一部を改
正する法律案

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決
した旨衆議院に通知した。

所得に対する租税に関する二重課税の除去並び
に脱税及び租税回避の防止のための日本国とス
ロベニア共和国との間の条約の締結について承認
を求めるの件

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決
した旨衆議院に通知した。

所得に対する租税に関する二重課税の除去並び
に脱税及び租税回避の防止のための日本国とス
ロベニア共和国との間の条約の締結について承認
を求めるの件

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決
した旨衆議院に通知した。

所得に対する租税に関する二重課税の除去並び
に脱税及び租税回避の防止のための日本国とス
ロベニア共和国との間の条約の締結について承認
を求めるの件

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決
した旨衆議院に通知した。

所得に対する租税に関する二重課税の除去並び
に脱税及び租税回避の防止のための日本国とス
ロベニア共和国との間の条約の締結について承認
を求めるの件

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決
した旨衆議院に通知した。

所得に対する租税に関する二重課税の除去並び
に脱税及び租税回避の防止のための日本国とス
ロベニア共和国との間の条約の締結について承認
を求めるの件

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決
した旨衆議院に通知した。

外交防衛委員

辞任

補欠

里見 隆治君 山口那津男君

辞任

補欠

こやり隆史君 山本 順三君

文教科学委員

辞任

補欠

那谷屋正義君 蓮 舩君

厚生労働委員

辞任

補欠

片山 大介君 東 徹君

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

港湾法の一部を改正する法律案(閣法第六〇号)

投資の促進及び保護に関する日本国政府とケニ
ア共和国政府との間の協定の締結について承認
を求めるの件(閣法第一二二号)

投資の自由化、促進及び保護に関する日本国と
イスラエル国との間の協定の締結について承認
を求めるの件(閣法第一二二号)

社会保障に関する日本国とスロバキア共和国と
の間の協定の締結について承認を求めるの件
(閣法第一二三号)

社会保障に関する日本国とチェコ共和国との間
の協定の締結について承認を求めるの件(閣法第
一四四号)

同日委員長から次の報告書が提出された。

道路運送車両法の一部を改正する法律案(閣法
第四二二号) 審査報告書

土地改良法等の一部を改正する法律案(閣法第
二八号) 審査報告書

同日議員から次の質問主意書が提出された。

ビタミンCの安定確保に関する質問主意書(伊
藤孝恵君提出)(第一一四号)

審査報告書

道路運送車両法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。
平成二十九年五月十八日

国土交通委員長 増子 輝彦
参議院議長 伊達 忠一殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、自動車の型式指定制度の適正な実施を図るため、不正の手段により型式の指定を受けた場合において当該指定を取り消すことができることとするともに、虚偽の報告等に対する罰則の強化の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。
一、費用
本法律施行のため、別に費用を要しない。

道路運送車両法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。
平成二十九年五月十一日

衆議院議長 大島 理森
参議院議長 伊達 忠一殿

道路運送車両法の一部を改正する法律案
道路運送車両法の一部を改正する法律案
道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)の一部を次のように改正する。
第七十四条の四中「及び第七十五条の五」を「、第七十五条の五及び第七十五条の六」に改める。

第七十五条第七項中「その型式について指定を受けた自動車の構造、装置若しくは性能が保安基準に適合しなくなり、又は均一性を有するものになつたときは、その」を「次の各号のいずれか

に該当する場合には、第一項の」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 その型式について指定を受けた自動車の構造、装置又は性能が保安基準に適合しなくなつたとき。
 - 二 その型式について指定を受けた自動車が均一性を有するものでなくなつたとき。
 - 三 不正の手段によりその型式について指定を受けたとき。
- 第七十五条の二第四項中「その型式について指定を受けた特定共通構造部の当該指定に係る構造、装置若しくは性能が保安基準に適合しなくなり、又は均一性を有するものでなくなつたときは、その」を「次の各号のいずれかに該当する場合には、第一項の」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 その型式について指定を受けた特定共通構造部の当該指定に係る構造、装置又は性能が保安基準に適合しなくなつたとき。
 - 二 その型式について指定を受けた特定共通構造部が均一性を有するものでなくなつたとき。
 - 三 不正の手段によりその型式について指定を受けたとき。
- 第七十五条の三第五項中「その型式について指定を受けた特定装置が保安基準に適合しなくなり、又は均一性を有するものでなくなつたときは、その」を「次の各号のいずれかに該当する場合には、第一項の」に改め、同項に次の各号を加える。
- 一 その型式について指定を受けた特定装置が保安基準に適合しなくなつたとき。
 - 二 その型式について指定を受けた特定装置が均一性を有するものでなくなつたとき。
 - 三 不正の手段によりその型式について指定を受けたとき。
- 第七十五条の五の次に次の一条を加える。

(報告及び検査)

第七十五条の六 国土交通大臣は、第七十五条第七項、第七十五条の二第四項及び第七十五条の三第五項の規定の施行に必要な限度において、第七十五条第一項の規定により自動車の型式について指定を受けた者、第七十五条の二第一項の規定により特定共通構造部の型式について指定を受けた者又は第七十五条の三第一項の規定により特定装置の型式について指定を受けた者に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、これらの者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならぬ。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第百条第一項中「行政庁は」の下に、「第七十五条の六第一項に定めるもののほか」を加え、同条第二項中「職員は」の下に、「第七十五条の六第一項に定めるもののほか」を加える。

第百六条の四第三号中「第六十三条の四第一項の下に若しくは第七十五条の六第一項」を加え、「同項」を「これら」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、第七十五条第七項、第七十五条の二第四項及び第七十五条の三第五項の改正規定並びに次条の規定は、公布の日から施行する。

(政令への委任)

第二条 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第三条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の道路運送車両法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(総合特別区域法の一部改正)

第四条 総合特別区域法(平成二十三年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第二十二條の二第二項の表第百条第一項の項及び第百条第二項の項中「第一条」を「第七十五条の六第一項に定めるもののほか、第一条」に改める。

審査報告書

土地改良法等の一部を改正する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。
平成二十九年五月十八日

農林水産委員長 渡辺 猛之
参議院議長 伊達 忠一殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、最近における農業・農村をめぐる状況の変化に鑑み、農用地の利用の集積その他農業生産の基盤の整備を促進するため、農地中間管理機構が賃借権等取得した農用地を対象とする申請によらない土地改良事業及び農業用排水施設の耐震化を目的とした申請によらない土地改良事業を創設する等の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。
なお、別紙の附帯決議を行った。
一、費用
本法律施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

最近の農業・農村を取り巻く情勢変化の中で、土地改良事業が、良好な営農条件を備えた農地・農業用水の確保と有効利用を通じて、農業の生産性の向上、食料自給率・食料自給力の維持向上、農村地域の活性化、国土の保全、防災・減災等に果たす役割は一層重要なものになっている。

よって、政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

一 都道府県が、農地中間管理機構が農地中間管理権を有する農用地を対象とする申請によらない土地改良事業を実施するに当たっては、人・農地プランとの調和に十分配慮するとともに、整備された農用地が確実に円滑に担い手に貸し付けられるよう指導・助言を行うこと。

二 農業者の費用負担を求めない土地改良事業の実施に際しては、事業要件の適合性について透明性を確保しながら、農業者の費用負担を要する従前からの事業との間で不公平感が生ずることのないよう、既存事業における農業者の費用負担の在り方について、農業者の経営状況を勘案しつつ、検討を進め、その実質的な軽減が図られるよう配慮するとともに、農地転用防止措置の厳格な運用を図ること。

三 農業者からの申請によらず、農業者の同意を求めずに実施する土地改良事業については、現場の混乱を招かないよう、事前に十分な説明を行うとともに、丁寧な運用に努めること。なお、ため池等の農業用排水施設の耐震化を目的とした事業については、事業の対象が必要以上に絞られることのないよう、弾力的な運用を図ること。

四 農業農村整備事業関係予算の配分に当たっては、農地中間管理機構関連の事業だけでなく、防災・減災対策に係る事業をはじめ、農村現場

のニーズに応えた事業が確実に実施されるよう十分留意すること。
右決議する。

土地改良法等の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。
平成二十九年四月二十一日

衆議院議長 大島 理森
参議院議長 伊達 忠一殿

土地改良法等の一部を改正する法律案
土地改良法等の一部を改正する法律
(土地改良法の一部改正)

第一条 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「行なう」を「行う」に改め、同項第五号中「災害復旧」の下に「津波又は高潮による海水の浸入のために農用地が受けた塩害の除去のために必要な事業を含む。」を加える。

第二条 土地改良法の一部を次のように改正する。

第二条第二項第五号中「農用地又は」を「農用地若しくは」に改め、「含む。」の下に「又は土地改良施設の突発事故被害(突発的な事故による被害をいう。以下同じ。)の復旧」を加える。

第三条第八項中「第八十七条の三第六項」を「第八十七条の三第七項、第八十八条第六項及び第十八項」に改める。

第四十四条を次のように改める。

第四十四条 削除

第四十八条第三項中「有している」の下に「本来の」を加え、「とすることその他」を「とし、かつ、」に改め、「すべて」を「全て」に改め、同条第五項中「有している」の下に「本来の」を加え、「とすることその他」を「とし、かつ、」に改める。

第四十九条第一項中「災害」の下に「又は突発事故被害」を加える。

第五十二条第五項中「すべて」を「全て」に、「きいたを聴いた」に改める。

第六十四条中「払戻を払戻し」に、「第百十三條の二第二項」を「第百十三條の三第二項」に改める。

第八十五条第一項中「十五人以上の」及び「又は農地中間管理機構を削り、同条第二項中「又は農地中間管理機構」を削り、」及び「並びに」に改め、同条第三項、第六項及び第七項中「又は農地中間管理機構」を削る。

第八十五条の三第二項及び第三項中「有している」の下に「本来の」を加え、「とすることその他」を「とし、かつ、」に改める。

第八十七条の二の見出しを削り、同条の前に見出しとして「申請によらない土地改良事業」を付し、同条第四項中「有している」の下に「本来の」を加え、「とすることその他」を「とし、かつ、」に改める。

第八十八条を削る。

第八十七条の三第一項中「及び前条第一項を」第八十七条の二第一項に改め、「の事業」の下に「及び第八十七条の三第一項又は第八十七条の四第一項の規定により行う土地改良事業」を加え、同条第六項中「前条第八項」を「第八十七条の二第八項」に、「第八十七条の三第一項第一号」を「第八十八条第一項第一号」に、「第八十七条の三第一項」を「第八十八条第一項」に、「第八十七条の三第四項」を「第八十八条第四項」に改め、同条第七項中「すべて」を「全て」に改め、同条第十項中「前条第八項及び」を「第八十七条の二第八項及び」に、「前条第八項中」を「同条第八項中」に、「第八十七条の三第七項」を「第八十八条第七項」に改め、同条第十二項中「すべて」を「全て」に改め、同条第十三項中「前条第八項及び」を「第八十七条の二第八項及び」に、「前条第八項中」を「同条第八項中」に、「第八十七条

の三第十三項において準用する同条第四項」を「第八十八条第四項」に、「第八十七条の三第十二項」を「第十二項」に、「について第八十七条の三第十二項を」について同項に改め、「同項及び第五項中」を削り、「長を除く」の下に「次項において同じ」を加え、同条第十四項を削り、同条第十五項中「前条第一項第一号」を「第八十七条の二第一項第一号」に、「前条第六項」を「第八十七条の二第六項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条に次の六項を加える。

15 都道府県が第八十七条の三第一項の土地改良事業計画につき土地改良事業の施行に係る地域を変更することにより新たな地域をその土地改良事業の施行に係る地域の一部とすることができるときは、次に掲げる要件のいずれにも適合する場合に限るものとする。

一 当該土地改良事業の施行に係る地域の一部となる地域内にある農用地(その地域内にその土地改良事業の施行により農用地への地目変換を予定する農用地以外の土地がある場合にあつては、その土地を含む。第十八項において同じ。)の全てについて農地中間管理機構が農地中間管理権を有すること。

二 当該土地改良事業計画を変更したことにつき第十八項において準用する第八十七条第五項の規定による公告があつた日における前号の農地中間管理権の全ての存続期間又は残存期間が政令で定める期間以上であること。

16 都道府県知事は、第八十七条の三第一項の規定により行う土地改良事業につき、土地改良事業の施行に係る地域その他土地改良事業計画の農林水産省令で定める重要な部分を変更し、又は土地改良事業を廃止しようとする場合には、あらかじめ、農林水産省令で定めるところにより、土地改良事業計画の変更の場合にあつてはその変更後の土地改良事業の

計画の概要を、土地改良事業の廃止の場合にあつては廃止する旨、廃止の理由その他農林水産省令で定める事項を、それぞれ示して、農地中間管理機構の同意を得なければならぬ。

17 農地中間管理機構は、前項の同意をするには、あらかじめ、当該変更又は廃止につき、次の各号の区分により、それぞれ各号に掲げる者の意見を聴かなければならない。

一 土地改良事業計画の変更の場合

その変更後の土地改良事業計画に係る土地改良事業の施行に係る地域（その変更後において二以上の土地改良事業を併せて施行する場合）は、その各土地改良事業のうちその変更に係る各土地改良事業につき、その変更後のその施行に係る地域（内（これらの土地改良事業のうち、その変更によりその施行に係る地域の一部分がその変更後のその施行に係る地域に該当しないこととなるものがあるときは、その土地改良事業については、その該当しないこととなる地域をその変更後のその施行に係る地域に含めた地域内）にある農用地について現に農地中間管理機構から賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けている者

二 土地改良事業の廃止の場合

その廃止に係る土地改良事業の施行に係る地域（現に二以上の土地改良事業を併せて施行している場合には、その各土地改良事業のうちその廃止に係る各土地改良事業につき、その施行に係る地域内）の農用地について現に農地中間管理機構から賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けている者

18 第十六項の場合には、第五項第六項及び第七項、第八項第二項及び第三項、第八十七條第五項から第十項まで、第八十七條の二第八項及び第九項並びに第八十七條の三第四項か

ら第六項までの規定を準用する。この場合において、第五項第六項及び第七項中「含めて第一項の一定の地域を定めるには」とあるのは「新たに変更後の土地改良事業計画に係る土地改良事業の施行に係る地域とするには」と、第八十七條の二第八項中「第六項の規定による協議」とあるのは「次条第六項の規定による協議又は意見の聴取」と、「当該土地改良事業の計画の概要」とあるのは「変更後の当該土地改良事業の計画の概要又は廃止する旨、廃止の理由その他農林水産省令で定める事項」と、同条第九項中「土地改良事業の計画の概要」とあるのは「変更後の土地改良事業の計画の概要又は廃止する旨、廃止の理由その他農林水産省令で定める事項」と、第八十七條の三第四項中「対し」とあるのは「対し、第一項の規定により行う土地改良事業につき、土地改良事業の施行に係る地域を変更することにより」と、「第一項の規定により行う」とあるのは「その」と、「事業施行地域内農用地とする同項の規定による土地改良事業を行うべき」とあるのは「新たに事業施行地域内農用地とし、又は土地改良事業を廃止すべき」と、「その農地中間管理機構を有する農用地」とあるのは「その新たに事業施行地域内農用地とする農用地又はその土地改良事業の廃止に係る事業施行地域内農用地」と、同条第五項中「事業施行地域内農用地とする第一項の規定により行う土地改良事業の計画を定める場合には、第二項及び第三項」とあるのは「新たに事業施行地域内農用地とするために土地改良事業計画を変更し、又はその要請に係る土地改良事業を廃止する場合には、第八十八條第十六項及び第十七項」と、同条第六項中「当該土地改良事業の計画の概要」とあるのは「変更後の当該土地改良事業の計画の概要又は廃止する旨、廃止の理由その他農林水産省令で定める事項」と読み替へるものとする。

19 第八十七條の四第一項の規定により行う土地改良事業につき、緊急耐震工事計画の農林水産省令で定める重要な部分を変更し、又は土地改良事業を廃止する場合には、第八條第二項及び第三項、第八十七條第五項から第十項まで並びに第八十七條の四第二項及び第三項の規定を準用する。この場合において、同条第二項中「その緊急耐震工事計画及び当該土地改良事業による変更後の農業用排水施設（農林水産省令で定めるものに限る。）がある場合にはその農業用排水施設に係る予定管理方法等その他必要な事項」とあるのは「変更後のその緊急耐震工事計画及び予定管理方法等を変更する必要があるときは変更後の予定管理方法等その他必要な事項又は廃止する旨、廃止の理由その他農林水産省令で定める事項」と、「定めるとき」とあるのは「定めるとき（農林水産省令で定める場合を除く。）」と読み替へるものとする。

20

第一項、第七項、第十二項、第十六項又は前項の規定による計画の変更又は土地改良事業の廃止が当該土地改良事業の利害関係人の権利又は利益を侵害するおそれがないことが明らかである場合には、農林水産大臣又は都道府県知事は、第六項、第十項、第十三項又は前二項において準用する第八十七條第五項から第八項までに規定する手続（第六項において準用する第四十八條第六項の場合にあつては、これらの手続のほか、第六項において準用する第八條第二項に規定する手続）を省略することができる。

第八十七條の三を第八十八條とし、第八十七條の二の次に次の三條を加へる。

第八十七條の三 都道府県は、第八十五條第一項、第八十五條の二第一項、第八十五條の三第一項若しくは第六項又は第八十五條の四第一項の規定による申請によつて行う土地改良事業及び前条第一項の規定により行う土地改

良事業のほか、土地改良事業計画を定めて次に掲げる要件のいずれにも適合する土地改良事業（第二條第二項第二号又は第三号の事業に限る。）を行うことができる。

一 当該土地改良事業の施行に係る地域内に農用地（その地域内にその土地改良事業の施行により農用地への地目変換を予定する農用地以外の土地がある場合にあつては、その土地を含む。以下「事業施行地域内農用地」という。）の全てについて農地中間管理機構が農地中間管理機構（農地中間管理機構の推進に関する法律第二條第五項に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。）を有すること。

二 事業施行地域内農用地の面積が政令で定める面積以上であることその他その事業施行地域内農用地が政令で定める要件に適合すること。

三 事業施行地域内農用地について農地中間管理機構が第七項において準用する第八十七條第五項の規定による公告があつた日において有する農地中間管理機構の全ての存続期間又は残存期間が政令で定める期間以上であること。

四 事業施行地域内農用地の集団化その他その土地改良事業の施行に係る地域内における農業構造の改善に相当程度資すると見込まれること。

五 事業施行地域内農用地の収益性の向上に相当程度資すると見込まれること。

2 前項の規定により土地改良事業計画を定めるには、都道府県知事は、あらかじめ、農林水産省令で定めるところにより、当該土地改良事業の計画の概要（二以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業に係る計画の概要。第六項において同じ。）について、農地中間管理機構の同意を得なければならない。

- 3 農地中間管理機構は、前項の同意をする場合において、その農地中間管理権を有する事業施行地域内農用地を貸し付けているときは、あらかじめ、その貸付けの相手方の意見を聴かなければならない。
- 4 農地中間管理機構は、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事に對し、農地中間管理権を有する農用地(第一項の規定により行ふ土地改良事業の施行により農用地への地目変換を予定する農用地以外の土地がある場合にあつては、その土地を含む。以下この条において同じ。)のみを事業施行地域内農用地とする同項の規定による土地改良事業を行ふべきことを要請することができる。この場合において、その農地中間管理権を有する農用地を貸し付けているときは、あらかじめ、その貸付けの相手方の意見を聴かなければならない。
- 5 前項の規定による要請に基づき、都道府県知事がその要請に係る農用地のみを事業施行地域内農用地とする第一項の規定により行ふ土地改良事業の計画を定める場合には、第二項及び第三項に規定する手続を省略することができる。
- 6 第一項の規定により土地改良事業計画を定めるには、都道府県知事は、あらかじめ、当該土地改良事業の計画の概要について、関係市町村長と協議するとともに、その土地改良事業の施行に係る地域内に土地改良施設がある場合において、その土地改良施設の管理者として土地改良区その他農林水産大臣の指定する者があるときにあつては、その者の意見を聴かなければならない。
- 7 第一項の場合には、第五條第六項及び第七項、第七條第三項及び第四項、第八條第二項及び第三項、第八十七條第三項から第十項まで並びに前條第八項及び第九項の規定を準用する。この場合において、第五條第六項及び第七項中「合めて第一項の一定の地域を定めるには」とあるのは「当該土地改良事業の施行に係る地域に含めるには」と、前條第八項中「第六項の規定による協議」とあるのは「次條第六項の規定による協議又は意見の聴取」と読み替へるものとする。
- (急施の場合)
第八十七條の四 第八十五條から前條までに規定するもののほか、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成二十五年法律第九十五号)第九條第五号に規定する脆弱性評価の結果、地震に対する安全性の向上を図るため急速に農業用排水施設の変更を内容とする第二條第二項第一号の土地改良事業を行う必要があると認める場合には、国又は都道府県は、緊急耐震工事計画を定めてその事業を行うことができる。
- 2 前項の規定により緊急耐震工事計画を定めるには、農林水産大臣又は都道府県知事は、あらかじめ、その緊急耐震工事計画及び当該土地改良事業による変更後の農業用排水施設(農林水産省令で定めるものに限る。)がある場合にはその農業用排水施設に係る予定管理方法等その他必要な事項について、国営土地改良事業にあつては関係都道府県知事と、都道府県営土地改良事業にあつては関係市町村長と協議するとともに、その土地改良事業による変更後の農業用排水施設に係る予定管理方法等として、現に存する土地改良区その他農林水産大臣の指定する者をその農業用排水施設の管理者とする旨を定めるときにあつては、その者と協議しなければならぬ。
- 3 都道府県知事は、国営土地改良事業につき、農林水産大臣と前項の規定による協議をする場合には、あらかじめ、関係市町村長と協議しなければならない。
- 4 第一項の場合には、第七條第三項、第八條第二項及び第三項並びに第八十七條第三項及び第五項から第十項までの規定を準用する。第八十七條の五 第八十五條から前條までに規定するもののほか、災害又は突発事故被害のため急速に第二條第二項第五号の土地改良事業を行う必要がある場合には、国又は都道府県は、応急工事計画を定めてその事業を行うことができる。
- 2 前項の応急工事計画による事業の施行については、審査請求をすることができない。
第八十九條の二 第一項中「第八十八條第一項」を「第八十七條の四第一項又は第八十七條の五第一項に、」
「応急工事計画を定め、これに基づいて行なう第二條第二項第五号の事業」を「行ふ土地改良事業に改める。
第九十條第七項中「第八十八條第一項」を「第八十七條の四第一項又は第八十七條の五第一項」に改める。
第九十條の二 第一項中「第八十八條第一項」を「第八十七條の四第一項又は第八十七條の五第一項」に、「第百十三條の二第三項」を「第百十三條の三第三項」に、「すべて」を「全て」に改め、同條第六項中「第百十三條の二第二項」を「第百十三條の三第二項」に、「第百十三條の二第三項」を「同項」に改める。
第九十一條第一項に次のただし書を加える。
ただし、第八十七條の三第一項の規定により行ふ土地改良事業については、その分担金を徴収しないものとする。
第九十一條の二 第一項中「第八十八條第一項」を「第八十七條の三第一項、第八十七條の四第一項又は第八十七條の五第一項」に、「行なう」を「行ふ」に改め、同條第六項中、「第四項」の下に、「第六項を加え、」前項を「第五項」に改め、同項を同條第八項とし、同條第五項の次に次の二項を加える。
6 都道府県又は市町村は、政令で定めるところにより、条例で、次の各号のいずれかに掲げる者が、当該各号に定める場合に該当するときは、その者から、特別徴収金を徴収することができる。
一 事業施行地域内農用地について農地中間管理機構に農地中間管理権を設定し、又は移転した者 次のいずれかに掲げる場合
イ 当該事業施行地域内農用地を第八十七條の三第一項の規定により行ふ土地改良事業の計画において予定する用途以外の用途(以下この項において「目的外用途」という。)に供するため所有権の移転等をした場合
ロ 当該事業施行地域内農用地を自ら目的外用途に供した場合
ハ 当該事業施行地域内農用地についての農地中間管理権の設定若しくは移転に係る契約又は農業経営基盤強化促進法第十九條の規定による公告があつた農用地利用集積計画の定めるところによつて設定若しくは移転された農地中間管理権に係る賃貸借若しくは使用貸借の解除をした場合
二 事業施行地域内農用地について農地中間管理機構から賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けている者 次のいずれかに掲げる場合
イ 当該事業施行地域内農用地を目的外用途に供するため賃貸借その他の使用及び収益を目的とする権利の設定又は移転をした場合
ロ 当該事業施行地域内農用地を自ら目的外用途に供した場合
7 前項の特別徴収金の額については、第三項の規定を準用する。
第九十二條中「第百十三條の二第二項」を「第百十三條の三第二項」に、「第百十三條の二第三

項」を「第百十三条の第三項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(農業振興地域の整備に関する法律の特例)

第九十二条の二 農業振興地域の整備に関する法律第十三条第一項の規定による農業振興地域整備計画の変更のうち、農用地等(同法第十三条に規定する農用地等をいう。)以外の用途に供することを目的として農用地区域(同法第八条第二項第一号に規定する農用地区域をいう。)以下この条において同じ。)内の土地を農用地区域から除外するために行う農用地区域の変更は、その変更に係る土地が第八十七条の第三第一項の規定により行う土地改良事業の施行に係る地域内にあるときは、同法第十三条第二項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる要件の全てを満たすほか、その土地についての農地中間管理権の存続期間が満了している場合に限り、することができる。

第九十六条中「行なう」を「行う」に、「すべて」を「全て」に改め、「ならない」を「削り」、「あるのは」を「あるのは」に、「第百十三条の第二項」を「第百十三条の第三項」に改め、「第九十六条において準用する」を削る。

第九十六条の四第一項中「第八十八条」を「第八十七条の四第一項、第二項及び第四項、第八十七条の五、第八十八条第十九項及び第二十二項」に改め、「あり」の下に「並びに」を加え、「第九十六条の四第一項において読み替えて準用する」を削り、「その第三項に規定する」を「その」に、「第百十三条の第二項」を「第百十三条の第三項」に、「第百十三条の第二項」を「第百十三条の第三項」と、「第八十八条第一項」を「第百十三条の第三項」と、「第八十七条の四第一項中「第八十五条から前条まで」とあるのは「第九十六条の二及び第九十六条の三」と、同条第二項中「あらかじめ」とあるのは「あらかじめ、市町村の議会の議決を経て」と、「必要な事項について、国営土地改良事業にあつては関係都道府県知事と、都道府県

営土地改良事業にあつては関係市町村長と協議することともに」とあるのは「必要な事項について」と、同条第四項中「第七條第三項」とあるのは「第七條第三項、第五項及び第六項」と、第八十七條の五第一項に、「及び第九十六條の三を」から第九十六條の四まで」に改め、「定め」との下に、「第八十八條第十九項中「第八條第二項」とあるのは「第七條第五項及び第六項、第八條第二項」と、「第八十七條の四第二項及び第三項」とあるのは「第八十七條の四第二項」と、

「同条第二項中」その緊急耐震工事計画及び当該土地改良事業による変更後の農業用排水施設(農林水産省令で定めるものに限る。)がある場合にはその農業用排水施設に係る予定管理方法等その他必要な事項」とあるのは「同項中」その緊急耐震工事計画」と、「変更後のその緊急耐震工事計画及び予定管理方法等を変更する必要があるときは変更後の予定管理方法等その他必要な事項又は廃止する旨、廃止の理由その他農林水産省令で定める事項」とあるのは「市町村の議会の議決を経て、変更後のその緊急耐震工事計画」と、「必要な事項について、国営土地改良事業にあつては関係都道府県知事と、都道府県営土地改良事業にあつては関係市町村長と協議することともに」とあるのは「必要な事項について」と、同条第二十項中「第一項、第七項、第十二項、第十六項又は前項」とあるのは「前項」と、「第六項、第十項、第十三項又は前二項」とあるのは「同項」と、「手続第六項において準用する第四十八條第六項の場合にあつては、これらの手続のほか、第六項において準用する第八條第二項に規定する手続」とあるのは「手続」とを加え、同条第二項中「第八十八條第一項」を「第八十七條の四第一項の緊急耐震工事計画及び前項において読み替えて準用する第八十七條の五第一項」に改める。

第百十三條の三第一項中「行なう」を「行う」に改め、同条を第百十三條の四とし、第百十三條

の二を第百十三條の三とする。
第百十三條の次に次の一条を加える。

(土地の共有者等の取扱い)

第百十三條の二 同一の土地について、共有者があり、又は権原に基づき使用及び収益を有する者が二人以上ある場合には、これらの者で第三条に規定する資格を有するものは、第五条第二項及び第四項、第十一条、第四十八條第三項から第七項まで(同条第四項及び第六項にあつては、第八十八條第六項及び第九十六條の三第五項において準用する場合を含む。)、第八十五條第二項及び第三項、第八十五條の二第二項及び第三項、第八十五條の三第二項、第三項、第七項及び第八項、第八十七條の二第三項及び第四項、第八十八條第一項及び第二項、第九十六條の二第二項及び第三項並びに第九十六條の三第二項及び第三項の規定の適用については、合せて一の第三條に規定する資格を有する者とみなす。ただし、これらの者のみにより土地改良区を設立しようとし、又はこれらの者のみが土地改良区の組合員となつてゐる場合には、この限りでない。

2 同一の土地について、所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利が二人以上の者の共有に属する場合には、その共有に属する権利を有する者は、第五十二條第五項前段及び第六項(これらの規定を第五十三條の四第二項第九十六條の四第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)、第八十九條の二第二項(同条第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)、第九十六條の四第一項及び第九十九條第二項(第百條の二第二項(第百十一條において準用する場合を含む。及び第百十一條において準用する場合を含む。以下この項において同じ。))において準用する場合

合を含む。)、第五十二條第七項(第五十三條の四第二項、第八十九條の二第二項、第九十六條の四第一項及び第九十九條第二項において準用する場合を含む。))において準用する第三十一條、第九十七條第一項から第三項まで(第百十一條において準用する場合を含む。))並びに第百三十六條第二項において準用する同条第一項の規定の適用については、当該共有に属する権利ごとに、合せて一の当該共有に属する権利を有する者とみなす。

3 前二項の場合におけるこの法律の規定の適用についての必要な読替えは、政令で定める。

4 第一項又は第二項の規定により一の第三條に規定する資格を有する者とみなされる者又は一の同項に規定する共有に属する権利を有する者とみなされる者(第七項において「みなし三条資格者等」という。)は、農林水産省令で定めるところにより、それぞれのうちから代表者一人を選任し、その者の氏名又は名称及び住所を第五條第一項、第八十五條第一項、第八十五條の二第二項若しくは第八十五條の三第一項若しくは第六項の規定により申請をする者(以下この条において「申請者」という。))又は土地改良事業を行う者に通知しなければならぬ。

5 前項の代表者の権限に加えた制限は、これをもつて、申請者及び土地改良事業を行う者に対抗することができない。

6 第四項の代表者の解任は、農林水産省令で定めるところにより、申請者又は土地改良事業を行う者にその旨を通知するまでは、これをもつて、申請者又は土地改良事業を行う者に対抗することができない。

7 第四項の規定により代表者を選任しなければならぬ場合において、同項の規定による通知がないときは、申請者又は土地改良事業を行う者がこの法律又はこの法律に基づく命

令、定款若しくは規約の規定によりみなし三条資格者等に対してする行為は、みなし三条資格者等のうちいずれか一人に対してすることをもつて足りる。

第百七十七条中「第百十三條の二、第百十三條の三」を「第百十三條の三、第百十三條の四」に改める。

第百二十二條第二項中「第八十七條の三第六項」を「第八十七條の三第七項、第八十七條の四第四項(第九十六條の四第一項において準用する場合を含む。)、第八十八條第六項」に、「及び第十三項」を「第十三項、第十八項及び第十九項(第九十六條の四第一項において準用する場合を含む。)」に改める。

(独立行政法人水資源機構法の一部改正)

第三條 独立行政法人水資源機構法(平成十四年法律第百八十二号)の一部を次のように改正する。

第十三條第四項中「有している」の下に「本来の」を加え、「とすることその他」を「とし、かつ」に改める。

第十五條中「第八十七條の三第六項」を「第八十七條の三第七項、第八十七條の四第四項第九十六條の四第一項において準用する場合を含む。」、第八十八條第六項に、「及び第十三項」を「第十三項、第十八項及び第十九項(第九十六條の四第一項において準用する場合を含む。)」に改める。

(農地中間管理事業の推進に関する法律の一部改正)

第四條 農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号)の一部を次のように改正する。

第八條第三項第四号及び第五号を次のように改める。

四 前項第三号に掲げる事項が、次に掲げる事項を内容とするものであること。

イ 農用地等の所有者(当該農用地等につ

いて所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を有する者を含む。以下この号において同じ。からの申出に応じて農地中間管理権の取得に関する協議を行うほか、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るために特に必要があると認められる場合に農地中間管理機構が農用地等の所有者に対し当該協議を申し入れること。

ロ 農地中間管理権の取得に当たって、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、農用地等の所有者に対し、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七條の三第一項の規定による土地改良事業が行われることがあることについて説明すること。

五 前項第四号に掲げる事項が、次に掲げる事項を内容とするものであること。

イ 地域の農業の健全な発展を旨として、公平かつ適正に農用地等の貸付けの相手方の選定及びその変更を行うこと。

ロ 第十八條第一項に規定する農用地利用配分計画の決定に当たって、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、農用地等の貸付けの相手方に対し、土地改良法第八十七條の三第一項の規定による土地改良事業が行われることがあることについて説明すること。

附 則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一條並びに次条及び附則第六條から第八條までの規定は、公布の日から施行する。

(土地改良法の一部改正に伴う経過措置)

第二條 第一條の規定による改正後の土地改良法第二條第二項第五号に係る部分に限る。の規

定は、前条ただし書に規定する規定の施行の日以後に発生した塩害について適用する。

第三條 この法律の施行の日(以下「施行日」という。前に第二條の規定による改正前の土地改良法(以下「旧土地改良法」という。))第四十四條第一項の規定により同項の代表者がした土地改良区の組合員としての行為及び同条第四項の規定により同条第一項に規定する者のうちの一人に對してした行為については、なお従前の例による。

第四條 第二條の規定による改正後の土地改良法(以下「新土地改良法」という。))第八十七條の三第一項の規定は、施行日以後に取得される農地中間管理事業の推進に関する法律第二條第五項に規定する農地中間管理権に係る農用地(土地改良法第二條第一項に規定する農用地をいう。以下この条において同じ。)(新土地改良法第八十七條の三第一項の規定により行う土地改良事業の施行により農用地への地目交換を予定する農用地以外の土地がある場合にあつては、その土地を含む。))について適用する。

第五條 次に掲げる手続については、新土地改良法第百十三條の二の規定は、適用しない。

一 施行日前に土地改良法第五條第二項の規定によりされた公告に係る土地改良区の設立に関する手続

二 施行日前に旧土地改良法第四十八條第三項の規定によりされた公告に係る土地改良事業計画の変更、土地改良事業の廃止又は新たな土地改良事業の開始に関する手続

三 施行日前に旧土地改良法第五十二條第五項(土地改良法第五十三條の四第二項(旧土地改良法第九十六條の四第一項において読み替えて準用する場合を含む。))において読み替えて準用する場合及び旧土地改良法第九十六條の四第一項において準用する場合を含む。の規定によりされた議決に係る換地計画の決定又は変更に関する手続

四 施行日前に旧土地改良法第八十五條第二項若しくは第八十五條の三第二項又は土地改良法第八十五條の三第二項、第八十五條の三第七項、第八十七條の二第三項若しくは第九十六條の二第二項の規定によりされた公告に係る土地改良事業の開始に関する手続

五 施行日前に旧土地改良法第八十七條の三第一項又は土地改良法第九十六條の三第二項の規定によりされた公告に係る土地改良事業計画の変更又は土地改良事業の廃止に関する手続

(農地中間管理事業の推進に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第六條 農地中間管理機構は、施行日まで、第四條の規定による改正後の農地中間管理事業の推進に関する法律(以下この条において「新農地中間管理事業法」という。))第八條の規定の例により、同条第三項第四号ロ及び第五号ロに掲げる事項を内容とする農地中間管理事業の推進に関する法律第八條第一項に規定する農地中間管理事業規程の変更に係る同項の認可を受けなければならない。この場合において、当該認可は、施行日において新農地中間管理事業法第八條の規定によりされたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

第七條 この法律(附則第一條ただし書に規定する規定については、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第八條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。))は、政令で定める。

(検討)

第九條 政府は、土地改良事業が効果的かつ効果的に実施されるよう、土地改良制度の在り方について不断の見直しを行うとともに、平成三十五年までの間に、農用地の集団化その他農業

構造の改善の状況その他の事情を勘案し、新土地改良法の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第十條 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和四十四年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第二十二條第三項中「第百十三條の三を」第百十三條の四に改める。

(農住組合法の一部改正)

第十一條 農住組合法(昭和五十五年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第十二條中「第百十三條の二第三項」を「第百十三條の三第三項」に改める。

(東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律の一部改正)

第十二條 東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律(平成二十三年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。

第四條第二項中「有している」の下に「本来の」を加え、「とすることその他」を「とし、かつ」に改める。

(東日本大震災復興特別区域法及び大規模災害からの復興に関する法律の一部改正)

第十三條 次に掲げる法律の規定中「第八十七條の三第二項」を「第八十八條第二項」に改める。

一 東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第二百二十二号)第五十二條第二項

二 大規模災害からの復興に関する法律(平成二十五年法律第五十五号)第十六條第二項

(福島復興再生特別措置法の一部改正)

第十四條 福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第八條第二項中「第八十七條の三第二項」を「第八十八條第二項」に改め、「有している」の下に「本来の」を加え、「とすることその他」を「とし、かつ」に改め、同條第七項中「有している」

の下に「本来の」を加え、「とすることその他」を「とし、かつ」に改める。

第十七條の七第二項中「第八十七條の三第二項」を「第八十八條第二項」に改め、「有している」の下に「本来の」を加え、「とすることその他」を「とし、かつ」に改め、同條第六項中「有している」の下に「本来の」を加え、「とすることその他」を「とし、かつ」に改める。

投票者氏名

日程第一 道路運送車両法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

賛成者氏名

二三六名

足立 敏之君 阿達 雅志君
愛知 治郎君 青木 一彦君
青山 繁晴君 赤池 誠章君
朝日健太郎君 有村 治子君
井上 義行君 井原 巧君
石井 準一君 石井 浩郎君
石井 正弘君 石井みどり君
石田 昌宏君 磯崎 仁彦君
磯崎 陽輔君 猪口 邦子君
今井絵理子君 岩井 茂樹君
宇都 隆史君 上野 通子君
江島 潔君 衛藤 晟一君
小川 克巳君 小野田紀美君
尾辻 秀久君 大家 敏志君
大沼みずほ君 大野 泰正君
太田 房江君 岡田 直樹君
岡田 広君 片山さつき君
金子原二郎君 木村 義雄君
北村 経夫君 上村 隆史君
古賀友一郎君 上村 良祐君
鴻池 祥肇君 佐藤 啓君
佐藤 信秋君 佐藤 正久君
酒井 庸行君 山東 昭子君
自見はなこ君 島田 三郎君

島村 大君 進藤金日子君 相原久美子君 有田 芳生君
関口 昌一君 高階恵美子君 伊藤 孝恵君 石上 俊雄君
高橋 克法君 高野光二郎君 石橋 通宏君 磯崎 哲史君
滝波 宏文君 滝沢 求君 江崎 孝君 小川 勝也君
柘植 芳文君 武見 敬三君 小川 敏夫君 大島九州男君
鶴保 庸介君 塚田 一郎君 大塚 耕平君 大野 元裕君
徳茂 雅之君 堂故 茂君 風間 直樹君 神本美恵子君
中泉 松司君 豊田 俊郎君 中川 雅治君 川田 龍平君
中曾根弘文君 中西 哲君 中西 健治君 小西 洋之君
中西 哲志君 中野 正志君 中西 祐介君 古賀 之士君
長峯 誠君 二之湯武史君 西田 昌司君 櫻井 充君
二之湯 誠君 野上浩太郎君 野村 哲郎君 長尾 秀哉君
羽生田 俊君 橋本 聖子君 林 芳正君 杉尾 工リ君
平野 達男君 藤井 基之君 福岡 資鷹君 徳永 博行君
藤木 眞也君 堀井 巖君 古川 俊治君 白 眞勲君
堀井 巖君 堀井 眞也君 舞立 昇治君 浜口 誠君
牧野たかお君 松山 新平君 松川 昇治君 平山佐知子君
松下 新平君 松山 政司君 松川 祥史君 藤末 健三君
松山 和也君 丸山 和也君 三木 亨君 舟山 康江君
三原じゅん子君 水落 敏栄君 三宅 伸吾君 牧山ひろえ君
宮沢 洋一君 宮本 周司君 宮島 喜文君 宮沢 由佳君
宮本 周司君 森 まさこ君 森屋 宏君 矢田わか子君
柳本 卓治君 山下 雄平君 山田 修路君 吉川 久武君
山田 俊男君 山田 宏君 山本 一太君 竹谷とし子君
山谷えり子君 山本 順三君 吉田 博美君 長沢 広明君
山本 順三君 吉田 博美君 和田 政宗君 西田 実仁君
渡辺 美樹君 渡辺 美樹君 足立 信也君 平木 大作君
市田 忠義君 市田 忠義君 岩瀬 友君 矢倉 信夫君
横山 信一君 井上 哲士君 岩瀬 友君 岩瀬 友君

日程第一 土地改良法等の一部を改正する法律案
(内閣提出、衆議院送付)

反対者氏名

〇名

賛成者氏名

二二〇名

紙 智子君	吉良よし子君	大沼みずほ君	大野 泰正君	宮本 周司君	元榮太一郎君	里見 隆治君	杉 久武君
倉林 明子君	小池 晃君	太田 房江君	岡田 直樹君	森 まさこ君	森屋 宏君	高瀬 弘美君	竹谷とし子君
田村 智子君	大門実紀史君	岡田 広君	片山さつき君	柳本 卓治君	山崎 正昭君	谷合 正明君	長沢 広明君
武田 良介君	辰巳孝太郎君	金子原二郎君	木村 義雄君	山下 雄平君	山田 修路君	新妻 秀規君	西田 実仁君
仁比 聡平君	山下 芳生君	北村 経夫君	こやり隆史君	山田 俊男君	山田 宏君	浜田 昌良君	平木 大作君
山添 拓君	浅田 均君	古賀友一郎君	上月 良祐君	山谷えり子君	山本 一太君	三浦 信祐君	宮崎 勝君
東 徹君	石井 章君	鴻池 祥肇君	佐藤 啓君	山本 順三君	吉川ゆうみ君	矢倉 克夫君	山口那津男君
石井 苗子君	片山 大介君	佐藤 信秋君	佐藤 正久君	吉田 博美君	和田 政宗君	山本 香苗君	山本 博司君
片山虎之助君	儀間 光男君	酒井 庸行君	山東 昭子君	渡辺 猛之君	和田 政宗君	横山 信一君	若松 謙維君
清水 貴之君	高木かおり君	自見はなこ君	島田 三郎君	渡邊 美樹君	足立 信也君	浅田 均君	東 徹君
藤巻 健史君	室井 邦彦君	島村 大君	進藤金日子君	相原久美子君	有田 芳生君	石井 章君	石井 苗子君
渡辺 喜美君	青木 愛君	関口 昌一君	そのだ修光君	伊藤 孝恵君	石上 俊雄君	片山 大介君	片山虎之助君
木戸口英司君	福島みずほ君	高階恵美子君	高野光二郎君	石橋 通宏君	磯崎 哲史君	儀間 光男君	清水 貴之君
又市 征治君	森 ゆうこ君	滝波 克法君	滝沢 求君	小川 敏夫君	小川 勝也君	高木かおり君	藤巻 健史君
山本 太郎君	アト二才猪木君	滝波 宏文君	武見 敬三君	大塚 耕平君	大島九州男君	室井 邦彦君	渡辺 喜美君
行田 邦子君	松沢 成文君	柘植 芳文君	塚田 一郎君	風間 直樹君	大野 元裕君	青木 愛君	木戸口英司君
薬師寺みちよ君	糸数 慶子君	鶴保 庸介君	堂故 茂君	川合 孝典君	神本美恵子君	森 ゆうこ君	山本 太郎君
郡司 彰君	山口 和之君	徳茂 雅之君	豊田 俊郎君	小西 洋之君	小林 龍平君	アト二才猪木君	行田 邦子君
		中泉 松司君	中西 健治君	古賀 之士君	斎藤 嘉隆君	松沢 成文君	薬師寺みちよ君
		中西 哲君	中西 祐介君	櫻井 充君	芝 博一君	郡司 彰君	山口 和之君
		中野 正志君	中山 恭子君	榎葉賀津也君	杉尾 秀哉君		
		長峯 誠君	二之湯 智君	田名部匡代君	徳永 エリ君		
		二之湯武史君	野上浩太郎君	難波 奨二君	長浜 博行君		
		羽生田 俊君	橋本 聖子君	羽田雄一郎君	白 眞勲君		
		赤池 誠章君	有村 治子君	鉢呂 吉雄君	浜口 誠君		
		青木 一彦君	阿達 雅志君	福岡 資麿君	平山佐知子君		
		愛知 治郎君	足立 敏之君	福山 哲郎君	藤末 健三君		
		青山 繁晴君	井上 義行君	福山 喜史君	舟山 康江君		
		朝日健太郎君	石井 浩郎君	福山 哲郎君	牧山ひろえ君		
		井上 準一君	石井 正弘君	真山 勇一君	宮沢 由佳君		
		石井 昌宏君	磯崎 陽輔君	増子 輝彦君	矢田わか子君		
		磯崎 陽輔君	猪口 邦子君	森本 真治君	吉川 沙織君		
		今井絵理子君	岩井 茂樹君	柳田 稔君	秋野 公造君		
		宇都 隆史君	上野 通子君	蓮 舫君	石川 博崇君		
		江島 潔君	衛藤 晟一君	伊藤 孝江君	河野 義博君		
		小川 克巳君	小野田紀美君	熊野 正士君	佐々木さやか君		
		尾辻 秀久君	大家 敏志君				

反対者氏名

一七名

里見 隆治君	杉 久武君
高瀬 弘美君	竹谷とし子君
谷合 正明君	長沢 広明君
新妻 秀規君	西田 実仁君
浜田 昌良君	平木 大作君
三浦 信祐君	宮崎 勝君
矢倉 克夫君	山口那津男君
山本 香苗君	山本 博司君
横山 信一君	若松 謙維君
浅田 均君	東 徹君
石井 章君	石井 苗子君
片山 大介君	片山虎之助君
儀間 光男君	清水 貴之君
高木かおり君	藤巻 健史君
室井 邦彦君	渡辺 喜美君
青木 愛君	木戸口英司君
森 ゆうこ君	山本 太郎君
アト二才猪木君	行田 邦子君
松沢 成文君	薬師寺みちよ君
郡司 彰君	山口 和之君
井上 哲士君	市田 忠義君
岩淵 友君	紙 智子君
吉良よし子君	倉林 明子君
小池 晃君	田村 智子君
大門実紀史君	武田 良介君
辰巳孝太郎君	仁比 聡平君
山下 芳生君	山添 拓君
福島みずほ君	又市 征治君
糸数 慶子君	

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所

〒一〇五―八四四五
東京都港区虎ノ門二丁目
二番五号
独立行政法人国立印刷局

電 話

03
(3687)
4294

定 価

本体 本号一部
一一八円
一〇円